2024年度

政策・制度要求と提言

2023．8．4

日本労働組合総連合会滋賀県連合会（連合滋賀）

目　　次

１．ポストコロナ社会を見据えての対応について ･････････ Ｐ１
（1）　総合的な対策について

２．県民主役の県政の推進のために ･････････････････････ Ｐ１
（1）　県政の総合的な施策の推進と
マザーレイクゴールズの取り組み推進
（2）　広域連携の推進
（3）　人権施策の推進

３．市民参画による公共サービス改革の推進 ･････････････ Ｐ２
（1）　良質な公共サービスの提供と
労働者の生活を守るための公契約の適正化
（2）　ワンストップ・サービスが提供できる体制の拡充
（3）　投票率向上に向けた取り組み
（4）　労働者協同組合法の支援

４．地方税財政の確立 ･････････････････････････････････ Ｐ２

５．産業・雇用・労働政策について ･････････････････････ Ｐ２
（1）　ディーセントワークを中心に捉えた雇用拡大・安定・確保
（2）　長時間労働是正に向けた体制の強化
（3）　中小企業活性化への支援
（4）　県内企業の発展促進
（5）　勤労者福祉の充実

６．環境政策の推進について ･･････････････････････････ Ｐ３
（1）　琵琶湖や滋賀の美しい自然を守る諸施策の推進
（2）　廃棄物処理・資源循環対策について
（3）　滋賀CO2ネットゼロ社会づくりの推進について

７．医療・福祉政策の推進について･････････････････････ Ｐ４
（1）　暮らしに安心できる医療・介護供給体制の充実
（2）　医療・介護・高齢者福祉サービスの充実
（3）　障がい者福祉の推進
（4）　子ども・子育てサービスの提供
（5）　子どもの貧困対策
（6）　ヤングケアラーの支援体制の構築
（7）　生活困窮者自立支援体制の確立

８．教育、文化・スポーツ政策について ･･････････････････ Ｐ６
（1）　教育予算の増額
（2）　学校現場における障がい者雇用
（3）　臨時教職員、学校事務局員の待遇改善
（4）　県立高校等のあり方と入学選抜制度
（5）　インクルーシブ教育の推進

（ 6） 在日外国人教育の充実
（ 7） 国籍条項の完全撤廃
（ 8） 帰国児童・生徒の受け入れ体制整備
（ 9） 性的マイノリティの子どもや教職員への配慮や
性の多様性への理解推進
（10） 子どもの権利条約の普及と具体化
（11） 労働教育・主権者教育の充実
（12） 部活動の地域移行について
（13） 子どもの安心・安全の確保
（14） 奨学金制度の拡充
（15） 学校における教職員不足の解消と教職員の長時間労働の解消
（16） 文化・スポーツ政策

９．女性の活躍推進・男女平等参画社会づくり・
ワーク・ライフ・バランスの推進 ……Ｐ１０
（ 1） 女性の活躍推進について
（ 2） 男女平等参画の社会づくりの推進、
ジェンダー平等実現に向けた取り組み推進
（ 3） ワーク・ライフ・バランスの推進

10．県民生活をまもる施策について ……Ｐ１２
（ 1） 大規模災害等への対応
（ 2） 消費者行政の推進
（ 3） 良質で低廉な住宅供給のための
公有地売却方式の改善について

11．農林水産業政策について ……Ｐ１３
（ 1） 環境こだわり農業の推進
（ 2） 農林水産業経営の安定と活性化
（ 3） 鳥獣被害防止対策について

12．交通政策について ……Ｐ１４
（ 1） 交通基盤整備の促進と公共・地域交通の充実
（ 2） バス路線・鉄軌道等地域交通の維持
（ 3） 総合的な道路整備の促進

１．ポストコロナ社会を見据えての対応について

(1)総合的な対策について

①新型コロナウイルス感染症に対する各種施策について対策の検証を行い、検証結果については広く県民に周知すること。また、今後おこりうる新たな感染症等に備え、医療提供体制等を含め、県として体制整備を行うこと。

②医療機関の患者受け入れや相互連携が円滑に行われるように、入院調整機能、緊急搬送調整などのサポートを継続すること。

③生活福祉資金特例貸付の償還にあたっては、関係機関の連携・協力が行える体制を構築すること。

２.県民主役の県政の推進のために

(1)県政の総合的な施策の推進とマザーレイクゴールズの取り組み推進

滋賀県基本構想実施計画」（第２期）　については、県民を巻きこみ施策の展開を図ること。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」に掲げられた目標の実現に向けて、「マザーレイクゴールズ（MLGs）」の取り組みを広く県民に周知し、具体的な施策を展開すること。マザーレイクゴールズは、「琵琶湖」を切り口とした２０３０年の持続可能社会へ向けた目標（ゴール）であり、琵琶湖版の SDGs として県民、各種組織・団体が一歩ずつでも出来ることに取り組むことが不可欠であるこことから、県民あげての取り組みとなるよう、今後もより一層の周知を図ること。

(2)広域連携の推進

①関西広域連合の第５期広域計画の（R５～７）の取り組み方針にも基づき取り組みを進めるとともに、県益・県民益につながるよう情報発出を行うこと。

②中部圏・北陸圏（特に岐阜県・三重県・福井県）との連携を推進し、県北部地域の更なる振興につながる取り組みを進めること。

(3)人権施策の推進

①人権施策基本方針および「滋賀県人権施策推進計画」を総合的、計画的に推進するとともに、コロナを契機とした人々の中に潜在的差別意識や偏見が浮き彫りとなったことから人権啓発活動を一層推進すること。

特に、差別書き込みやネット上のいじめ等、インターネットによる人権侵害の防止のための啓発を強化するとともに、ヘイトスピーチについて条例の制定に向けた体制を構築すること。

②県民に対して「部落差別解消推進法」の周知徹底をあらゆる場面で図るとともに、国や県内の自治体と連携し、相談体制の充実や学習教材等を活用した人権啓発活動、「えせ同和行為」排除に向けた取り組みを推進すること。

③新規学卒者等の採用選考における質問などにおいて、不適正な事例が依然として多く存在している。企業等において「基本的人権を尊重した公正な採用選考」を実施するため、滋賀労働局、滋賀県進路保障推進協議会等と連携を密にし、学生に「公正採用選考に関するアンケート」を実施し、公正な採用選考が行われるよう、啓発・指導を強化徹底し、不適正な採用選考を行った企業に対して再発させない対策を講じること。

また、受験する生徒が面接で不適正な質問を受けた場合には、返答を控えるように指導を徹底していくこと。

④就職活動中の大学・短大生や専門学校生等に対する採用選考時における不適正な質問や悪質なハラスメント事例が指摘されているが、企業に対しての指導・啓発や不適正な事例の実態把握が不十

分である。「職場におけるハラスメント関係指針」により職場におけるハラスメント対策が義務化されたことも踏まえ、滋賀労働局等と連携しハラスメントを含む不適正事例の根絶に取り組むこと。

⑤本人通知制度は、身元調査等を目的とした住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の抑止になることから、登録者数の拡大に向け啓発活動を行うこと。また、全市町で導入されるよう働きかけること。

３．市民参画による公共サービス改革の推進

(1)良質な公共サービスの提供と労働者の生活を守るための公契約の適正化

「滋賀県が締結する契約に関する条例」施行から１年が経過し、アンケート結果の分析による状況把握を行い、公契約のもとで働くすべての人の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民がより良いサービスを受けられるよう公契約の適正化を推進すること。

また、指定管理者制度を導入している４１施設について、住民サービスの向上やコストの縮減について実態把握を行うこと。

(2)ワンストップ・サービスが提供できる体制の拡充

利用者の利便性向上に向けた就労支援・生活支援の一体的実施を推進するため、施設の効率的・効果的な運営を図り、県、市町、労働局、社協との連携を強め、ワンストップ・サービスが提供できる体制をさらに拡充すること。

(3)投票率向上に向けた取り組み

有権者の利便性と投票率向上の観点から、投票所および期日前投票所を大型商業施設や駅構内等頻繁に人の往来がある施設やアクセスの良い場所に設置するとともに、高齢者など移動手段が限られた人が投票できるよう移動期日前投票所の拡充など県民の投票機会の確保を行うこと。また、投票時間の弾力的な設定ならびに共通投票所の設置について市町選挙管理委員会に働きかけ、支援すること。

加えて、下がり続ける投票率を食い止めるため、情報通信技術などを活用し、選挙への関心の向上につとめるとともに、滋賀の将来を担う子どもたちにも早期より主権者としての自覚を持ってもらうため親子連れ投票の促進など、県独自の投票率向上に向けた取り組みを打ち出すこと。

(４)労働者協同組合法の支援

労働者協同組合法が２０２２年１０月１日に施行され、その積極的活用が期待されている。労働者協同組合法に係る相談支援及び周知を積極的に行うこと。さらに、法の目的に掲げられている「持続可能で活力ある地域社会の実現」に向けて、コミュニティにおける就労と事業化を促進するための予算を講じること。

４．地方税財政の確立

２０２３年度から２０２６年度で累計６２３億円の財源不足が生じる見込みとなっているなか、県民に必要なサービスが適切に提供できるよう持続可能な財政基盤確立を目指すこと。

また、県税滞納額の縮減、税外未収金対策を強化し、税負担の公平性を維持すること。

５．産業・雇用・労働政策について

(1)ディーセントワークを中心に捉えた雇用拡大・安定・確保

①次代の滋賀と産業を支え担う人材育成の場となるよう高等専門学校の開校については、地域や産業界等と連携し内容の充実を図ること。

また、滋賀県立高等技術専門校（テクノカレッジ米原・テクノカレッジ草津）について、企業や地域ニーズに応える実践的な訓練となるよう施設及び訓練機器の充実を図ること。

②企業の求める人材・ニーズを把握し、すべての働く者が働きながら学び直しができるよう、適切な訓練プログラムを企業、大学、民間の学習機関等と連携し提供すること。

③就労を希望する障がい者の安定的な就職のために、スキル・キャリアの向上をはかる職業訓練の実施や本人の希望を踏まえた就労支援などを強化すること。また、ユニバーサル・デザイン等の観点から障害があっても働きやすい職場環境の整備を推進すること。

④滋賀県多文化共生推進プランに基づき、地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談対応の場の充実をはかること。加えて、庁舎案内表の多言語表示を行うなど、行政情報の多言語化に取り組むよう市町に働きかけるとともに、日本語教室指導者の確保など、外国人への日本語教育環境の充実をはかること。

(2)長時間労働是正に向けた体制の強化

長時間労働是正に向けて、労働時間の短縮や年次有給休暇の完全取得など労働者の健康・安全およびワーク・ライフ・バランスの確保に向けた施策を推進すること。

(3)中小企業活性化への支援

①「中小企業の活性化の推進に関する条例」の普及啓発、中小企業活性化施策の周知を行うこと。特に、小規模事業者に対する周知、支援を強化するために、中小企業活性化基金を積極的に活用し、施策を拡充すること。

②中小企業の人材確保、人材育成、雇用の安定のため中小企業勤労者福祉サービスセンター（勤労者互助会）への支援を行うとともに、中小企業への就職者に対する奨学金返還支援制度の創設に向け、他府県の実施状況、すでに実施されている彦根市および甲賀市の利用状況や効果なども確認し、地域における人材確保につなげること。

また、中小企業退職金共済制度への中小企業の加入促進を行うため、助成制度創設の早期実現へ向けた各自治体への働きかけや必要な支援を行うこと。

③中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正等、公正な取引の確保のための取り組みを強化するとともに、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の配分の実現に向けて県内大手企業における「パートナーシップ構築宣言」の推進に関係団体と連携し取り組むこと。

(4)県内企業の発展促進

滋賀県経済の安定的発展と地元雇用確保を図るため積極的に誘致活動に取り組むとともに、地域の特性を活かしたまちづくりを推進することで、知識・産業集積等地域産業の活性化による地域雇用の増大をはかること。さらに、ＵＩＪターンを含めた地域での就職を積極的に支援するため、地域での人材育成をはかるとともに、安定した雇用の創出と定着に向けた取り組みを進めること。また、製造業へのＩｏＴ機器の導入助成、相談、マッチング等を引き続き行うこと。

(5)勤労者福祉の充実

労働金庫、こくみん共済 coop、住宅生協など、勤労者の自主福祉事業および労福協活動を支援し、福祉施策の一層の充実強化を図ること。具体的には、労働金庫への公金預託の増額、勤労者制度融資の充実、住宅生協への公有地払い下げや低利住宅資金融資などによる安価な勤労者住宅の提供など、福祉対策事業への積極的な支援を行うこと。特に、労福協が運営する「くらしサポートセンターしが」の事業費補助の拡大を図ること。

６．環境政策の推進について

(1)琵琶湖や滋賀の美しい自然を守る諸施策の推進

①「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき、国等の支援を要請するとともに、琵琶湖保全再生施策に関する計画（第２期）（琵琶湖保全再生計画）に基づいた各種施策の推進を図ること。

②コロナ禍を経て、価値観やライフスタイルも多様化するなか、アウトドアや自然の中でアクティビティ等、琵琶湖岸など多くの人が訪れている。一方で公園等利用後のごみの処分など、新たな課題もある。琵琶湖と豊かな自然を守るため、利用者のマナー向上につながる取り組みを行うこと。

(2)廃棄物処理・資源循環対策について

日常生活や事業活動をさらに省資源・循環型に転換し、出てからではなく出る前での廃棄物の減量を進める「３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）活動」を一層推進すること。また、農業分野から出た廃プラスチックは産業廃棄物として処理する必要がある事から、適正に処理できる体制を構築すること。

(3)滋賀県ＣＯ２ネットゼロ社会づくりの推進について

「滋賀県ＣＯ２ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」について、県民や企業からの賛同状況を検証し、実効性のある取り組みを進めること。

また、分散型エネルギーシステムの開発・普及、省エネ技術・製品の普及、エネルギー節約型のライフスタイル・ワークスタイルの普及などに対する政策的な支援を行うこと。

７．医療・福祉政策の推進について

(1)暮らしに安心できる医療・介護供給体制の充実

①医療機関間および医療と介護の機能分担と連携強化に取り組み５疾病・５事業の医療連携体制をすすめるとともに、災害時等も含め、救急や夜間・休日診療、周産期、小児、精神医療、在宅医療など地域医療の充実に向けた提供体制を整備し、住民が安心して医療を受けられるようにすること。

②湖北区域において現在議論が進められている病院再編について、「新型コロナウイルス」への対応を総括したうえで、今後の感染症対策を含めた地域医療を守る観点で、必要に応じて見直しを行うこと。

③不妊治療について、保険適用による影響を把握すること。また、可能な限り広く治療法を選択できるよう、保険適用外の治療に対する助成制度、不妊専門相談センターや不妊症・不育症支援センターなど、各種相談支援事業の周知啓発すること。

④病気を抱えながらも働く労働者が適切な治療を受けながら就労継続が可能となるよう事業者団体や、医療機関と連携し、両立支援体制を整えること。また、両立支援のための事業者向け、労働者向けの相談窓口や機関の紹介を県として行うこと。

⑤血液の不足解消や、重症血液疾患対策のために献血および骨髄バンク登録推進の取り組みを強化し、広く県民、県内企業などに協力を働きかけること。

(2)医療・介護・高齢者福祉サービスの充実

①「地域包括ケアシステム」を確立するため、地域連携クリティカルパスの普及、在宅医療、退院支援や訪問看護の強化とその体制整備に不可欠な看護職員の確保や医療と介護の連携を図ること。

また、地域包括支援センターが地域のニーズに則し、かつ一定の水準を確保した実効あるものとして機能を発揮できるよう、十分な財政支援と人材の確保の強化、業務の効率化を進めること。

②介護労働者の労働環境や労働条件について、処遇改善を確実に実行するとともに離職防止や復職支援の対策を講じるなど介護労働者の賃金・労働条件の向上や資格取得の助成支援、キャリアアップの仕組みを整備するなど介護業界全体の人材を確保、定着を図るとともに、人材育成についても強化すること。

(3)障がい者福祉の推進

障がい者や高齢者への虐待・身体拘束が疑われる家庭への立ち入り調査による虐待の予防や早期発見を行うほか、「滋賀県権利擁護センター」を中心に虐待に関する相談など、障がい者本人や養護者に対する支援措置を講じるとともに、障がい者福祉施設におけるすべての役職員に対し、虐待防止に向けた研修を徹底するよう指導すること。

また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の権利擁護システムが利用しやすく実効あるものとなるよう努めること。

(4)子ども・子育てサービスの提供

①子ども・若者支援施策を着実に推進するため、「淡海子ども・若者プラン」およびコロナ禍における新しい滋賀発の新しい行動様式として作成された「すまいる・あくしょん」に基づき、市町と連携した事業を行うこと。

特に、施策の推進にあたっては、家庭や学校、企業における取り組みが重要であることから、必要な支援、情報提供を行うこと。

②現在市町では子ども医療費助成制度の助成対象年齢にばらつきがあり、自治体によって格差が生まれている。安心して子どもが必要な医療を受けられるように助成対象年齢の引き上げを市町一律にすること。

③認可外利用、入所後の復職希望など潜在的な部分も含めた待機児童の解消と子育て支援の充実を図るため、市町が行う認定こども園、幼稚園、保育所および放課後児童クラブ等への支援を一層拡充し、民間保育所の施設整備と潜在保育士に対する再就職支援、就業継続をサポートする相談体制、研修の実施等、保育人材の確保を包括的に支援すること。

また、保育士の賃金が業務に見合わないことが再就職、人材確保の妨げになっているため、具体的な支援策を講じるとともに、放課後児童クラブの職員の処遇改善と常勤化にも努めること。

④「幼児教育・保育無償化」による課題を把握し、市町と連携してその解決に向けて実効性ある対策を講じること。また、変形労働時間制やシフト制で勤務する労働者が、土日などの休日に子どもを預けられる保育所をつくるなど、すべての人が働きやすい環境整備に努めること。加えて、病児・病後児保育事業の安定的な運営に対する支援を行うこと。

⑤児童虐待の相談件数や困難事案は増加傾向にあり、虐待の未然防止、早期発見・早期対応、自立支援等の更なる充実を図るため、医療、教育、警察等の連携を一層密にするとともに、児童福祉司等や専任職員の増員、子ども家庭相談センターの体制の強化、市町への支援の強化などのあらゆる施策を講じること。

また、通告義務など県民の理解を促進し、オレンジリボンキャンペーン、児童虐待ホットラインを活用した啓発活動を幅広く進めること。

⑥「子ども食堂」が子どもや子育ての地域の中での居場所となるよう、地域と連携できるよう支援し、地域の誰もが利用できるよう配慮するとともに、そうした場を通じて様々な課題を抱えた人が必要な支援につながるようアウトリーチ機能の拡充を行うこと。

また、県内にある子ども食堂の継続的な運営のバックアップと更なる開設に向け、運営経費や立ち上げにかかる費用を助成する等継続的な支援を行うこと。

(5)子どもの貧困対策

①「子どもの貧困」の解消に向けて、ひとり親家庭、特にシングルマザーをはじめ地域における貧困家庭の子どもの実態を十分に把握し、経済的な支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行うとともに、教育にかかる費用の無償化を推進し、子どもに対する教育の機会均等を保障すること。特に、ひとり親家庭の子どもの教育費については、高等教育まで受けられる制度の確立を図ること。

②「貧困の連鎖」を防止すべく、就学援助制度における準要保護者対象水準の引き下げを行わず同制度を維持・拡充すること。
　また、就学援助については、入学前に事前に対応できるようにするなど、適切な時期に適切な方法で行われるようにすること。

③両親ともが非正規で就労、家族の障がい・病気・介護などさまざまな事情から中間的な所得より低い準貧困層の世帯に対し、県として支援を行うこと。
　また、コロナ禍の教訓も踏まえ、家計が急変した世帯にも対応できるよう制度の利用にあたり、「前年度所得で判断しない。」など柔軟な運用を検討すること。

(6) ヤングケアラーの支援体制の構築
　本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護を日常的に行い、悩みを抱えたまま、自身の生活や学業、就職に支障が生じているヤングケアラーの実態は県社協が実施した調査から明らかになっている。ケアを要する家族が子どもから高齢者、障がい者など多様であることから、庁内横断的に対策を検討し、必要な支援が行えるよう総合的な対策を講ずるとともに、市町や関係機関と連携し「ヤングケアラー」へのサポート体制を構築すること。

(7) 生活困窮者自立支援体制の確立
①生活困窮者自立支援制度の総合的な実施体制を整備し、ＮＰＯや社会福祉法人、社会福祉協議会などの社会資源を活用すること。
　また、事業団体の選定にあたっては、事業委託者の継続性やスキル、相談員の雇用継続を重視し、複数年契約などを積極的に実施すること。

②市町と連携し、ひきこもりの人たちの困りごとやニーズを把握し多様な支援を行うこと。また、８０５０問題に対し、県として重層的支援体制を構築すること。
　また、自殺やメンタルヘルス問題への偏見を取り除く啓発・教育活動や、孤独死対策としてライフライン関係者との幅広い連携・協力体制を構築する取り組みを行うこと。

８．教育、文化・スポーツ政策について

(1) 教育予算の増額
①２０１９年３月に策定された「滋賀の教育大綱（第３期滋賀県教育振興基本計画）」に則り、知事のいう「誰一人取り残さないＳＤＧｓの視点」や「各家庭の経済事情等にかかわらず、全ての子どもにとって等しく学べる環境整備」のもと、さまざまな教育政策を積極的に実現するため、教育予算を大幅に増額すること。

②一人ひとりの子どもたちにきめ細かな教育を保障するために、少人数学級（３０人以下）を早期に実現すること。また、そのための法制化を国に強く働きかけること。

③虐待やいじめなどで厳しい状況にある子ども、不登校の子ども、貧困な状況にある子どもへの対応を充実するため、県独自の加配やスクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、支援員等の配置を拡充すること。特に、ＳＣやＳＳＷについては、各校に１人以上の配置を行うこと。また、複雑化する課題に対応するため、各市町にスクールロイヤーの配置をすすめること。

④県立高等学校、県立特別支援学校高等部の２０２２年度入学生からスタートしたＢＹＯＤによる生徒１人１台端末環境での学習にかかる教育環境の整備および予算の拡充を行なうこと。特に、高校生に配布されるタブレット端末は公費負担とすること。

⑤小中および高校でのＤＸ化に伴い、端末操作の補助および機械の不具合に対応する専門家や支援員が学校内に配置されていないことで、現場の教員は、対応に疲弊している。少なくとも各校１人のＩＣＴ支援員の配置を行うこと。
　また、授業を進めるためには、生徒と教員が同じ端末を使用する必要があるため、教員が使用する端末購入への公的補助を行うこと。

(2)学校現場における障がい者雇用
　学校現場における障がい者雇用を充実させ、必ず法定雇用率を達成維持するとともに、障がいのある教員を県内すべての学校に配置すること。
　また、障がいのある教職員の働きやすい教育環境の整備や合理的配慮の実現に向けての具体策を示すこと。

(3)臨時教職員、学校事務職員の待遇改善
①教職員として有能な人材を確保し、学校における欠員をなくすためにも、臨時教職員の賃金・労働条件の改善をさらにすすめ、同一価値労働・同一賃金を実現すること。また、正規教職員から臨時教職員に移行するときの任用切れ期間をなくすよう学校現場の実態に沿った改善を図ること。

②臨時教職員の勤務条件の明示は、必ず勤務日までに行い、本人の了承を得ること。
　また、臨時教職員がさまざまな面から不利益を被らないよう、教育委員会や管理職の意識改革を推進すること。

③学校のマネジメント力の向上を図り、学校事務職員がより主体的に学校運営に参画するための財源措置として、文科省は、６級までの財源を保障している。チーム学校の一員としてより積極的に学校運営に参画するための室長の権限と責任を明確にし、新たな職として「事務主幹」「総括事務主幹」を設置し、現行行政職給料表の６級以上の格付けをすること。また、新たに示された「滋賀県公立小・中・義務教育学校事務職員の職階に応じた人材育成指標」に基づいた研修制度の構築をはかること。さらに、「共同学校事務室」の設置に向けた具体施策を提示し、これに伴う必要な教育委員会規則等の改正を行うこと。

(4)県立高校等のあり方と入学選抜制度
①２０２２年３月に策定された「これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針」に則り、障がいのある子どもや外国にルーツのある子ども、性的マイノリティの子ども、貧困の子ども、ヤングケアラーなど、すべての子どもたちを視野に入れたとりくみをすすめること。

②全県一区やいわゆる「点数によるランク付け」、「特色選抜」等の課題を明らかにし、選抜制度改善に向けたとりくみをすすめること。

③外国にルーツのある子どもたちの高校進学保障のため、入試特別措置の「配慮事項」のさらなる改善や外国人枠設定などの措置を講じること。

(5)インクルーシブ教育の推進
①障がいのある子どもたち（発達障がいも含む）の高校進学が可能になるよう、発達障がいや知的障がいのある子どもの特別枠を設けること。県立高等学校と特別支援学校高等部、及び高等養護学校の入試日程を変更し、併願受検を保障すること。
　また、合理的配慮など何らかの支援が必要な生徒の受検方法や時間延長等の配慮を一層充実させること。特に、点字受検は速やかに実施すること。
　さらに、高校受検における合理的配慮の例をホームページ等に一般に公開すること。

②本人と保護者の意向を十分に尊重しながら、障がいのある子どもが地域で学べるよう基礎的環境整備や合理的配慮に努めること。

また、２０２２年４月から実施されている「副籍制度」については、障害種別や中学校への制度の拡大、副籍支援コーディネーターの増員、保護者送迎の負担軽減などをはかり、インクルーシブ教育につながる制度に改善すること。

③原学級（通常学級）、特別支援学級ともに大幅な学級定員減を滋賀県独自で行うこと。また、特別支援学級の児童生徒が原学級（通常学級）に交流する場合、その学級の定員は、特別支援学級の児童生徒を加えて、３５人以下とすること。

④２０２２年９月の国連障害者権利委員会から、「日本の特別支援教育は分離教育である」という勧告を受けたことからも、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に則り、地域の学校でインクルーシブ教育を推進するため、「合理的配慮の不提供は差別である」という認識に立ち、制度や施設設備、人的配置などのハード面と教職員研修による意識改革などのソフト面の双方で、合理的配慮の具体的な実施を一層進めること。
特に、障がいの「社会モデル」の考え方が広く浸透するように具体的な対策を講じること。また、インクルーシブ教育をより具体的に推進する部署を早期に設置すること。

(6)在日外国人教育の充実
①在日外国人の教育充実のため「在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針」「外国人児童生徒に関する指導指針」の教職員研修を実施し、理念を共有した上で具体化を進めること。

②朝鮮学校等は、「幼児教育・保育無償化」の対象外となっている。「地域子ども・子育て支援事業」で一定改善はされたものの十分とは言えず、朝鮮学校等への「幼児教育・保育無償化」を適用するよう、国に強く要求すること。また、県からの補助金をさらに拡充すること。

③子ども・子育て支援法の改正時の付帯決議等に基づき、幼児教育・保育の無償化の施行後５年を目途とした見直しによって、サンタナ学園等の幼児施設が対象から外れないよう支援策を講じること。

④外国にルーツのある子どもたちの教育を受ける権利を保障するため市町と連携し、子どもたちの就学状況を把握するとともに、不就学の解消に向けとりくみを進めること。
具体的には、地域の学校での日本語補習や母国語による教育の充実、懇談会での通訳など、受け入れ態勢の強化や職員確保のための財源措置、サンタナ学園等のブラジル人学校~~等~~の施設設備への補助などの予算措置を行うこと。

⑤現在作成中の第４期滋賀県教育振興基本計画の中に、外国人の子どもたちの教育にかかわる視点を入れること。

(7)国籍条項の完全撤廃
教員採用における国籍条項を完全に撤廃し、在日外国人を「教諭」として採用すること。

(8)帰国児童・生徒の受け入れ体制整備
企業活動のグローバル化によって県内企業でも海外勤務が増え、家族とともに海外で暮らす子どもも多い。任務を終えての帰国後の子どもたちの学習権を守るために、公立校の帰国児童・生徒の受け入れ態勢を整えること。

(9)性的マイノリティの子どもや教職員への配慮や性の多様性への理解推進
①県教委が作成した、先生のための「性の多様性のしおり」の内容をすべての教職員に周知し、学校現場で性の多様性に関わる研修を徹底すること。

②学校現場において、集会時の男女別整列等、不要な男女分けをなくすなど、性的マイノリティの子どもたちが、安心して過ごせる環境づくりに努めること。

③ネットをはじめとした世の中にあふれる不適切な情報に左右されないためにも、メディアリテラシー教育や性教育を充実させること。

(10)子どもの権利条約の普及と具体化

①「子どもの権利条約」の理念および内容の普及に努めること。具体的には、この条約のポイントとなる「子どもの最善の利益」、「意見表明権」についての理解がすすむよう教職員研修を充実させること。

また、子どもの人権を蔑ろにするような校則やきまり等の見直しや廃止を積極的にすすめること。その際には、子どもたち自身が、校則等の見直しや決定に参画できるような取り組みをすべての学校で推進すること。

さらに県が２０２３年度中に制定を目指している「子ども基本条例（仮称）」についても、子どもたちの意見が反映され、納得が得られるような条例制定をすすめること。

②２０２５年４月甲西中学校に開設予定の夜間中学に希望する人がスムーズに入学できるよう周知徹底すること。また、入学後充実した学び直しができるよう、十分な予算措置を講じること。

(11)労働教育・主権者教育の充実

①子どもの成長段階に応じて、働くことの重要性、働く者の権利、労働組合の役割等、「労働の尊厳」を理解し、勤労観・職業観を養うための系統的な労働教育のカリキュラム化を推進すること。

また、中学・高等学校に、労働組合役員など外部講師による出前講座や職場見学の機会などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。

②選挙権が１８歳以上となったことにより、主権者教育を充実すること。具体的には、選挙制度理解や権利行使の重要さを教えることだけでなく、子どもの主体的な学びや各学校が計画する学習内容を尊重し、実社会と連結した社会観や人生観を育てる教育とすること。

また、地域の学校には、選挙権をもたない外国籍生徒がいることに配慮しながら慎重に学習を進めること。

(12) 部活動の地域移行について

部活動の地域移行について、今後の課題を明らかにし、希望する子どもたちの思いを最大限生かせるよう、予算措置や環境整備に努めること。

(13) 子どもの安心・安全の確保

関係諸機関と連携し、通学路の危険個所を点検し、安全を確保するための対策を講じること。また、安全な遊び場の確保や、放課後児童クラブの新設および施設の充実などを行い、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保に努力すること。

(14) 奨学金制度の拡充

①奨学金返済により、生活困窮に陥ることがないよう、中学校３年生および高等学校において生徒および保護者に対する奨学金制度の周知・広報を徹底すること。

特に、外国人生徒の保護者に対しては、母国語でのパンフレット作成や通訳を介しての丁寧な説明など、きめ細かな対応策を講ずること。

②滋賀の教育大綱の策定（２０１９年３月）にあたって三日月大造知事が「各家庭の経済事情等にかかわらず、全ての子どもにとって等しく学べる環境を整備する」と述べていることから、県の施策として大学などの高等教育を対象とした「無利子奨学金」や「給付型奨学金」「返還支援型奨

学金」の導入・拡充をはかるとともに、現在の奨学金返済不能者については、特別融資枠等を新設し借り換え推奨等の措置を講じること。

(15) 学校における教員不足の解消と教職員の長時間労働の解消

①全国的にも問題となっている講師不足は滋賀県も例外ではなく、欠員のまま学校運営を余儀なくされている現状がある。抜本的に定数を改善する等、講師不足解消についての具体策を早急に提示し、実施すること。

②社会問題となっている教職員の長時間労働を解消するため、文科大臣告示「指針」（２０２０年１月）や改正された県条例に則り、超過勤務の「上限時間」の遵守や客観的な勤務時間管理などを県内すべての学校で速やかに実行するための具体策を講じること。

また、県教委が新たに策定した「取組計画」を確実に実行するためにも、国や市町と連携して、定数改善や抜本的な業務改善、勤務時間管理の適正化や労働安全衛生体制の確立等の長時間労働解消への実効ある施策を実施すること。

(16) 文化・スポーツ政策

①２０２５年開催予定の第７９回国民スポーツ大会および第２４回全国障害者スポーツ大会に向け、県下各地で体育施設の整備が行われている。地域に根ざした県民の自主的・継続的な文化・スポーツ活動を推進するため、施設のソフト面を含めた充実に努めること。

また、「大阪・関西万博」と開催期間が重なることから、情報発信のあり方や参加者が最高のパフォーマンスが出せる環境を整えること。

②文化・芸術は、心身の健康や潤いのある生活をもたらす重要な存在であることから、滋賀県内に数多くある文化財の調査・保存等を着実に進め、魅力ある活用と地域づくりに取り組むこと。

③県内公共図書館ネットワークの充実を図り、県民が図書館サービスを通じ必要な資料や情報を受けとれ、読書に親しめる環境の充実を図ること。

９．女性の活躍推進、男女平等参画社会づくり、ワーク・ライフ・バランスの推進

(1)女性の活躍推進について

①「パートナーしがプラン２０２５－滋賀県 男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画－」に基づき男女共同参画の取り組みをあらゆる分野で推進すること。特に、女性の活躍には男性の働き方が大きく係わっていることから、「女性の活躍推進」と同等に「男性の長時間労働是正と家庭参画」を推進すること。

また、妊娠・出産、育児・介護、不妊治療等により離職することなく、就業を継続できる環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・徹底を図ること。とくに、今後の課題とされる、育児と親の介護を同時にする「ダブルケア」世代が継続就業できるよう、育児や介護に関する支援制度・施設利用の周知などの情報発信を行うこと。

②県内の企業や団体において女性の人材登用やリーダー育成が積極的に行われるよう事業主に対して積極的に法令等の情報提供や啓発を行うとともに、県内企業等が女性活躍に取り組みたいと考えたときにサポートになるような取り組みガイドやサイト等を県独自で作成すること。

③県の審議会等における女性の登用４０％を維持することにつとめ、政策・方針決定過程への女性の参画を進め、県のあらゆる分野、施策に男女共同参画の視点を反映するとともに、女性のエンパワーメントの促進に力を入れること。

また、次期の男女共同参画審議会の委員について、労働団体等からも選任できるよう配慮すること。

(2)男女平等参画社会づくりの推進、ジェンダー平等実現に向けた取り組み推進

①県民に広く男女共同参画の理念の普及を行い、男女共同参画意識の定着に努めること。男女共同参画に向けた意識作りとして、「固定的性別役割分担意識」の払拭に取り組むための周知啓発やセミナー等を県民に広く行うとともに、行政が作成する刊行物に固定的な性別役割をイメージさせるような表現を行っていないか点検すること。

また、県職員が性の多様性を理解し、男女平等・ジェンダー平等の視点を持って適切に業務を進めることができるよう継続的な研修を行うこと。

②「滋賀マザーズジョブステーション（近江八幡）」および「滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前」の利用を推進するため、広く事業目的・内容の周知を図ること。とくに、就労を希望しているがどこに相談に行けばいいのかわからない女性の目に留まるよう情報発信により注力するとともに、女性が希望する働き方が実現できるよう求職情報の提供や職業紹介、職業訓練紹介など総合的に就労支援を行うこと。

③新型コロナウイルス感染症の影響は女性の非正規職の離職、ひとり親家庭の困窮、ＤＶ、自殺者の増加など、女性の生活に非常に厳しい影響をもたらした。生活困窮状態にある女性や様々な困難を抱える女性が新たな日常に取り残されることのないよう包括的な相談・支援体制を着実に強化すること。とりわけ、職を失った女性に対して就労支援の取り組みを強化すること。

④「男女共同参画社会づくり副読本」が、学校現場で効果的に活用されるよう、男女共同参画の必要性も含めてしっかり啓発すること。

⑤職場におけるパワーハラスメント防止対策を強化した、改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が施行されたことから、妊娠・出産・育児・介護にかかる不利益取り扱いは法令違反であること、ハラスメントの防止義務は事業主だけではなくなったことを周知徹底すること。

また、育児と両立しながら仕事をする人へのハラスメントを防止し、M字型雇用改善のための具体的対策を実施すること。

⑥ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）、性暴力、ストーカー行為等あらゆる男女または同性間の暴力に対し、被害者の相談、保護や、自立支援などの施策の整備を市町や民間団体等と連携し、支援体制を積極的に進めること。

また、若年層の課題であるデートＤＶについて、防止教育が人権学習の一課題としてしっかりと行われる体制をつくること。

⑦滋賀県としてパートナーシップ宣誓制度の導入を早期に検討すること。性的指向・性自認に関する県民の理解を深め、性のあり方によって不利益を受けることがないよう、研修の実施や各種相談体制の整備を行い、県内の市町をはじめとした関係者と連携しながら、性の多様性の理解の促進に努めること。

また、教育現場をはじめとする公共サービスの提供時において、適切かつきめ細かな対応を図るための体制を構築し、具体的な配慮事項への理解を深め、適切に対応ができるよう、必要な情報提供を行うことを含め指導・助言を行うこと。

(3)ワーク・ライフ・バランスの推進

すべての働く人が、どのライフステージにおいてもワーク・ライフ・バランスが保てる意識啓発や社会的気運を高める発信を県として行うこと。

また、仕事と生活の調和のとれた働き方の推進について、県内企業・団体に周知啓発を実施し、労使の意識改革を進めるような取り組みを行うよう企業・団体に対して取り組みの「見える化」をはかるよう促すこと。

10. 県民生活をまもる施策について

(1)大規模災害等への対応

①「滋賀県防災ポータルサイト」の情報を充実し、県民に幅広く周知するための方策を検討すること。

また、防災情報を迅速に周知するために、しらしがメールへの登録を促進するとともに、障がい者や外国人などに対しても確実に情報が伝わるよう施策を講じること。

②災害対策本部の運営、機能を強化するとともに、「滋賀県地域防災計画」に基づき震災、風水害、雪害、事故災害、原子力災害に対する総合的な対策を講じること。

また、原子力災害中長期対策として、モニタリングのあり方、被曝を避けるための防護措置、広域避難計画など福井県、高島市、長浜市と密接な連携を図り、実働訓練等の実施により計画の実効性を高めるとともに、リスクコミュニケーション推進による正しい知識の普及を図ること。

③行政と市民団体が協働し多様な災害に柔軟に対応できる救援ボランティア体制の整備、災害ボランティアの普及啓発やボランティアリーダーの育成などへの支援、企業防災の促進を図ること。

また、女性が地域防災の担い手として活躍できるよう、各市町と連携し、女性が多く参加するイベント等に防災訓練や防災に関する学習会を合わせて行うなど意識の向上を促し、防災の現場における女性の参画拡大など体制の整備に努めること。

④テロや武力攻撃への対応については、「滋賀県国民保護計画」に基づき、県民への的確な情報提供等を国、市町、関係機関等と連携を密に対応するとともに、基本的人権には十分配慮すること。

⑤高齢者、障がい者、子ども、女性など要配慮者の災害時における避難支援を実効性のあるものにするため、市町と連携し、要支援者に対する研修等を充実すること。

⑥特に高齢者施設等については、水害等に関する防災計画に基づく避難計画の策定を促進するとともに、策定された「避難計画」の実効性を担保するためには、施設だけでの対応には限界があることから、行政・地域の支援の仕組みを早急に構築すること。

⑦災害時における、交通・通信機能の強化、公共施設・ライフラインの安全性確保を図るとともに、災害により公共交通機関や電気・通信設備などインフラ設備に甚大な被害があった場合の早期復旧について、各々の事業者任せにするのではなく、一体的・包括的な支援を行うこと。

⑧県内河川における治水対策について、近年の水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、県が進める流域治水対策をより一層加速するとともに、気候変動を見据えた取り組みを行うこと。

(2)消費者行政の推進

①社会問題化している各種特殊詐欺（振り込め詐欺など）について、多様化・巧妙化している手口や形態を迅速に把握し、消費者への情報提供・注意喚起をはかり、警察・金融機関等と連携し、詐欺被害の未然防止を図ること。

特に、高齢者の被害が後を絶たないことから、地域における未然防止を図ること。

②県民が安全で安心な消費生活を実現するために改正消費者契約法について、改正内容を周知し、消費者保護体制の充実を図るとともに、消費者問題に取り組む団体への支援を図ること。

また、「滋賀県消費者基本計画」に基づき、悪質商法の事例情報の共有、倫理的な消費者行動につながる幅広い消費者教育を推進すること。

とくに、民法に改正に伴い２０２２年４月から成年年齢が２０歳から１８歳に引き下げられ、各種の契約行為が１８歳から行えることとなったが、従前の「未成年による契約の取り消し」ができなくなり、様々な消費者被害の発生が懸念されることから、高等学校や大学等における生徒や学生、保護者などに対する周知・啓発を積極的に行うこと。

③雇用・労働を含む人や社会に配慮した消費行動（エシカル消費）の推進に向け、消費者庁の「倫理的消費」調査研究会による取りまとめを踏まえた対策を行うこと。

④人格を否定する暴言や長時間拘束などの、明らかに一般常識を超えたカスタマーハラスメント（悪質クレーム）は深刻な問題であるとともに、働く者に大きなストレスを与えるだけでなく、働く魅力を阻害し働き手不足を招くなどあらゆる産業における社会的な問題である。カスタマーハラスメントの抑止・撲滅に向けて実態調査を行い、その対策について研究し、倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を実施すること。

また、小売業者に多大な損害を与えている万引きの防止について、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議において被害の情報共有を行い、各組織が連携し防犯対策を継続して推進すること。

⑤食品ロス削減と生活困窮者への食糧支援という側面を持つフードバンクの普及促進に向け、企業の参加を促進する対策や活動上の障害の解決に向けた相談窓口等を設置すること。

(3)良質で低廉な住宅地の供給のための公有地売却方式の改善について

公有地売却等は共有の財産の処分と言う観点から、一般競合入札によりできるだけ高い価格で売却され、成果を還元していくことが原則であると理解するが、良質で低廉な住宅地の供給と安心・安全・快適な住まいの取得のため、戸建て分譲住宅として利用できる土地については、条件をつけた売却や土地利用計画を審査して買受者を選定する方式を採用すること。

11. 農林水産業政策について

(1)環境こだわり農業の推進

「琵琶湖と共生する農林水産業（琵琶湖システム）」が世界農業遺産に認定されたことを契機とし、改定された（２０２３年３月策定）「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画」に基づき、取り組みを推進すること。特に、農業者や農業団体への支援、生産を拡大するとともに、販路の拡大や直売所を含めた販売店の確保など環境こだわり農産物の流通等の施策を推進し、消費者へのＰＲを推進すること。

(2)農林水産業経営の安定と活性化

①農林水産業の担い手の高齢化や戸数が減少していく中で、農業分野では中核農家や法人格を持つ集落営農などが経営危機におちいりかねない状況にあり、経営の安定と担い手の確保は最大かつ喫緊の課題である。後継者育成や新規就労者を確保するためにも、６次産業化の取り組み、耕作放棄地などを活用した地域ビジネスへの支援、担い手への経営資源の集積、融資制度の充実などにより安定的な経営基盤を整備すること。

併せて「農林水産業が持つ魅力」「自然豊かな滋賀の魅力」を積極的に発信するとともに、農山漁村の「魅力あるコミュニティ」づくりに取り組むこと。

②水産資源の保全のためには魚付林が必要で琵琶湖保全にも繋がるため、保水力に優れた植生変更の計画を行うこと。

また、森林の多面的機能発揮に重要な役割を果たしている林業および木材産業の持続的な発展のため、生産・加工・流通体制の確立・県産材の利用拡大等、総合的な支援を行うこと。

(3)鳥獣被害防止対策について

ニホンザルやニホンジカ、イノシシおよびカワウなどによる農水産物被害および生活環境被害を防止するため、生息数を適正な水準に減少させるなど、深刻化している被害への対策を充実・強化すること。

12. 交通政策について

(1)交通基盤整備の促進と公共･地域交通の充実

①「滋賀交通ビジョン」に基づき、交通の現状や課題を踏まえ、誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる持続可能な地域交通を確保すること。また、市町が設置する「地域公共交通会議」等と連携し、いわゆる交通弱者と呼ばれる常時公共交通機関を必要とされている方の意見等が反映されるよう取り組みを進めること。

②公共交通網がマヒ（大雨や大雪等）し、帰宅困難者の発生が予想されるときは、関係機関と情報共有を行い一時退避できるよう公共施設の開放を含めた体制を整備すること。
　また、各交通機関との情報収集と共有の在り方、帰宅困難者が発生した場合の受け入れ体制と対応等についてマニュアルの策定等を行うこと。

③滋賀県への観光客誘致を促進するため、地方自治体間の観光案内所の連携や、ＪＲ西日本、地域のバス・鉄道事業者と連携した取り組みを強化すること。
　また、交通機関等で多言語表記、ＩＣＴを活用した多言語情報の提供、外国語講習会の開催助成などにより多言語人材の育成など、外国人観光客の受入れ環境整備を推進すること。

④今後導入可能性が検討される「地域公共交通を支えるための税制」について、議会での議論はもとより、県民より幅広く地域交通に係る負担の求め方についての意見を聴取、持続可能な交通ネットワークの構築に向け慎重に検討を重ねること。また、滋賀県の中でも交通格差があるため、県民よりの意見聴収は県内各地域よりまんべんなく行うこと。

⑤高齢者ドライバーによる交通事故が増加しているが、運転免許証の「自主返納後の移動手段がないため返納できない状況がある。免許証を返納した高齢者が生活に支障をきたさないよう予算措置を行い、運転免許証自主返納者に対する支援の拡充をはかること。

(2)バス路線・鉄軌道等地域交通の維持

①渋滞緩和や環境問題の観点から県民に対し、鉄道・バス等の公共交通機関の利用促進を推奨されているが、現在県民への浸透は不十分である。県が主体となりメディア活用や各市町と連携しノーマイカーデーやエコ通勤への取り組みへの実効性が上がるよう関係各機関への積極的な協力要請を展開すること。
　また、今後の生活様式沿った新しい交通様式のあり方、各地域に適した生活交通の導入、経路ダイヤの改良等交通事業者と連携し、公共交通機関の利便性向上の視点から利用促進に取り組むこと。

②地方路線バスの運行維持に関しては、利用低迷による採算悪化によって、路線バス事業者が撤退している。地域交通対策にかかる予算を拡充するとともに、生活交通セーフティネットを確保・提供するため、コミュニティバス、デマンドタクシーなど地域の実情に応じた生活交通確保の取り組みを支援すること。
　また、バス事業者が行うバスロケーションシステムの整備についても支援を拡大すること。

③公共交通は、交通弱者にとって移動の唯一の手段であり、また、環境にやさしい地域に根差した乗り物である。県内の鉄道施設等の整備充実に努めるとともに、バリアフリー法の適用対象駅を改め、乗降客層（年齢層・障がい者比率）等によって柔軟な運用をはかり、設備改善および保守費用に伴う交通運輸事業者の負担軽減に向けた必要な支援措置や財政支援をすること。

④鉄道の重層的ネットワーク構築に向け、県民の利便性向上を更に進めるとともに観光誘客事業や沿線駅の整備などを行い、利用者の促進を図ること。
　近江鉄道について、近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会は「全線を鉄道で存続させる」と決定した。存廃の議論は決着したが、経営状況が厳しいことについては変わりがない。事業継続のため県として積極的に関わり、地域交通の維持に努めること。

また、草津線の複線化および安全・安定輸送対策、湖西線の利便性向上と経営分離の阻止、ホーム柵の設置補助施策、ＩＣカードの地域間を超えた「またぎ利用」等を沿線自治体や住民と連携して取り組みを進めること。

(3)総合的な道路整備の促進

①交通需要の増大に対して県内の国道、県管理道路の整備率は、全国平均から大きく遅れており、高速道路についても大型連休期間を中心に慢性的な渋滞が発生している。「道路整備アクションプログラム」に基づくスマートＩＣ、幹線道路等の計画的整備を行うとともに、高速道路へのアクセスや物流拠点間のネットワークの強化など、地域の活性化に必要な道路整備を行うこと。

②「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき自転車事故の防止および自転車利用による健康、環境等への県民の意識を図るための啓発を引き続き促進すること。

また、近年増加しているビワイチ参加者の来訪に対応するためにも、湖周道路の整備をはじめ、自転車道、歩行者道、路側帯など必要な道路の環境整備を行うこと。

特に、大型車両の運転従事者より、自転車による追い越しや道路併走に対する危険が指摘されていることから、狭い国道や狭路において安全走行できるレーンの整備やルート変更等も視野に入れた安全策を講じること。